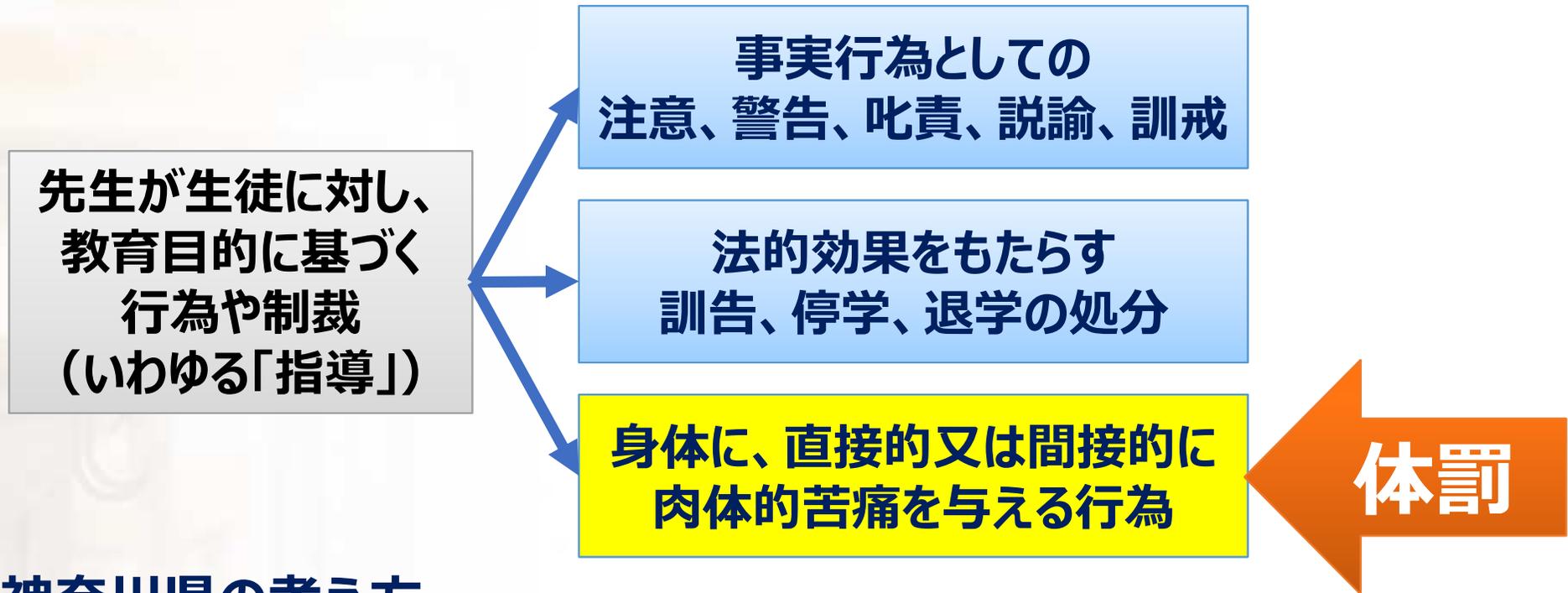


課題についての情報提供

テーマ②「体罰」



## ②-1. 体罰ってなに？



### 神奈川県の考え方

実際に行った懲戒の行為が、体罰かどうか判断するに当たっては、当該児童・生徒の年齢、健康、心身の発達状況、当該行為が行われた場所的及び時間的環境、懲戒の態様等の諸条件を総合的に考え、個々の事案ごとに対応

平成25年7月体罰防止ガイドライン 神奈川県教育委員会

## ②-2.なぜ体罰が行われる？

子どものことを考えると  
心を鬼にして…

自分が子供の時は  
こういう風にされた！  
(歴史的負の連鎖)

「怒られ慣れ」により  
コントロールできない  
(行為のエスカレート)

生意気な！！  
(指導者の未熟性)

大人の感情が暴力  
という形で爆発

とにかく早く  
改善させたい！  
(即効性の効果への希望)

「何とかいうことを聞かせたい！！」  
恐怖で行動を押え込む



## ②-3. 体罰の現状

学校教育法では、校長及び教員は、教育上必要があると認められるときは、監督庁の定めるところにより、学生、生徒及び児童に懲戒を加えることができる。ただし、体罰を加えることはできない。

### 体罰と判断された事例

- ✓ 授業中、再三の指導にも従わず、なおも後ろの席の生徒に話しかけ、足を投げ出す姿勢の生徒に対し足を蹴った。
- ✓ 授業中、寝ていた生徒に対し、口頭による注意を繰り返したが、起きなかったため、耳を数回にわたって引っ張り、顔を上げさせた。
- ✓ 指導に従わない生徒に対し、首元を押さえて体育館の端まで押し退けた。
- ✓ 部活動中、気の抜けたプレイ等をした複数の生徒に対し、頭や背中等をペットボトルや平手で叩いた。
- ✓ 授業中、ノートに落書きをしていた生徒に対し、以前から指導していたにもかかわらず、改善が見られなかったので、頭を教科書で叩いた。

昭和の学生時代  
とは大きく違う

平成25年7月体罰防止ガイドライン 神奈川県教育委員会

## ②-4. 体罰の副作用

### ■「親の体罰がもたらす子どもの行動・傾向に関する分析」

米国の臨床心理の専門家が実施したメタ分析\*

\*メタ分析とは、ある問題に対して、先行研究の結果を用いて理論的に統合、検証するアプローチのこと

2001年6月までの62年間に発表された300以上におよぶ親による体罰と子どもの行動の研究結果の中から、データ分析の有無や体罰の定義への適合など諸条件を満たす88の研究を対象に実施。

### 結果

親による体罰と子どもの行動・傾向に著しい関連性のあることが判明しました。11項目中、即時的服従以外の10項目について、体罰は子どもの望ましくない行動や傾向に影響する結果となりました。唯一望ましい行動として出た即時的服従の結果についても、いくつかある研究結果が一貫していないことに加え、即時的服従が必ずしも社会的規範の内在化につながらないという結果が示されました。分析結果によれば、体罰と虐待の強い関連性も示されました。

エリザベス・トンプソン・ガーショフ（コロンビア大学）

「親による体罰、それに関連する子どもの行動と傾向：メタ分析と理論的考察」（2002年）より抜粋  
訳：NPO法人子どもすこやかサポートネット

### ●子どもの頃に見られる行動・傾向

項目	望ましい (研究数)	望ましくない (研究数)
①即時的服従	3	2
②規範的意識の内在化	2	13
③攻撃性	0	27
④非行・反社会的行動	1	12
⑤親子関係の質	0	13
⑥メンタルヘルス	0	12
⑦被虐待者となる可能性	0	10

### ●大人になってから見られる行動・傾向

項目	望ましい (研究数)	望ましくない (研究数)
⑧攻撃性	0	4
⑨犯罪および反社会的行動	1	4
⑩メンタルヘルス	0	8
⑪子どもやパートナーへの虐待	0	5

「すべての子どものすこやかな成長のために」より  
子どもすこやかサポートネット

## ②-5. 体罰をなくすために

怒りがこみ上げてきた  
と思ったら、一呼吸！

話し相手や  
共感者をもつ

子どもの  
一般的発達を知ろう

あたたかさや絆組みの  
提供を心がける

私たちに  
できること  
心の余裕

子ども自身が前向きな  
行動を取れるよう  
自己肯定感形成をサポート

問題行動を子ども自らの手で  
解決できるよう心がける

対話による解決の重要性を  
身をもって子どもに教える

### 子どもには権利があります

子どもの権利とは、世界中のすべての子どもが、心身ともに健康に、自分らしく育つための権利です。  
そして、この子どもの権利の基本は、1989年11月の国連総会で採択された「子どもの権利条約」に定められています。

生きる権利

育つ権利

守られる権利

参加する権利